

とくしま川づくり委員会設置要綱

(趣旨)

- 第1条 河川を取り巻く土地利用や社会経済の活動状況が、過去とは比較にならないほど急速に変化してきており、さらにゆとりや豊かさへの志向の高まりに伴い、貴重な空間として、河川の果たす役割がますます重要になっている。こうした背景から、河川の特性と地域の歴史・文化などの実状に応じ、次に掲げる事項について意見、助言を行い、河川整備を推進するため、「とくしま川づくり委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- 一 徳島県内の二級河川における河川整備基本方針の策定及び変更（河川法第16条第4項）
 - 二 徳島県内の一級河川指定区間及び二級河川における河川整備計画の策定及び変更（河川法第16条の2第3項）
 - 三 河川整備計画の点検
 - 四 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価

(組織)

- 第2条 委員会は、別表をもって組織する。
- 2 委員は徳島県知事が委嘱する。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員は、再任することができる。

(委員長)

- 第3条 委員会には委員長をおき、委員長は、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会の会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、これを主宰する。

(庶務)

- 第5条 委員会の庶務は、徳島県県土整備部河川政策課において行う。

(その他)

- 第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- | | |
|----|--------------------------|
| 1 | この要綱は、平成12年12月15日から施行する。 |
| 2 | この要綱は、平成13年7月19日から施行する。 |
| 3 | この要綱は、平成15年10月24日から施行する。 |
| 4 | この要綱は、平成16年5月7日から施行する。 |
| 5 | この要綱は、平成17年7月22日から施行する。 |
| 6 | この要綱は、平成17年12月16日から施行する。 |
| 7 | この要綱は、平成20年7月1日から施行する。 |
| 8 | この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 |
| 9 | この要綱は、平成22年7月1日から施行する。 |
| 10 | この要綱は、平成23年2月10日から施行する。 |
| 11 | この要綱は、平成24年7月1日から施行する。 |
| 12 | この要綱は、平成26年7月1日から施行する。 |
| 13 | この要綱は、平成26年11月1日から施行する。 |
| 14 | この要綱は、平成28年7月1日から施行する。 |
| 15 | この要綱は、平成30年7月1日から施行する。 |
| 16 | この要綱は、平成30年8月10日から施行する。 |
| 17 | この要綱は、令和2年7月1日から施行する。 |
| 18 | この要綱は、令和4年7月1日から施行する。 |
| 19 | この要綱は、令和6年4月1日から施行する。 |
| 20 | この要綱は、令和6年7月1日から施行する。 |
| 21 | この要綱は、令和7年3月14日から施行する。 |
| 22 | この要綱は、令和7年9月1日から施行する。 |
| 23 | この要綱は、令和8年7月1日から施行する。 |

(別表) 「とくしま川づくり委員会」委員名簿

五十音順

氏 名	役 職	備 考
池添 純子	鳴門教育大学大学院 准教授	都市・地域計画
井上 郷平	公益財団法人徳島経済研究所 研究員	経済
茨木 靖	徳島県立博物館 課長（自然担当）	自然環境
今井 洋太	徳島大学大学院 講師	河川生態学
長田 健吾	阿南工業高等専門学校 准教授	河川工学
加藤 桃香		公募
夏目 宗幸	徳島大学大学院 准教授	地理
藤原 奈々		公募
松尾 彩	特定非営利活動法人新町川を守る会 会員	地域活動
松重 摩耶	徳島大学 助教	住民参加
三好 真千	徳島文理大学 講師	生活科学
武藤 裕則	徳島大学 副理事	河川工学
流域委員		流域関係者若干名

※ 流域委員は、策定する河川整備基本方針又は河川整備計画ごとに、その流域関係者を必要に応じて選任する。